

産業廃棄物の保管基準

(1) 保管する場所の要件

- 保管場所の周囲に囲いが設けられていること(保管する産業廃棄物の荷重が囲いに直接かかる場合には、その荷重に対して構造耐力上安全であること)
- 見やすい箇所に次の要件を備えた掲示板が設けられていること
 - ・ 掲示板の大きさ 縦60cm以上×横60cm以上
 - ・ 産業廃棄物の保管の場所である旨の表示
 - ・ 保管する産業廃棄物の種類(「石綿含有産業廃棄物」が含まれる場合は、その旨を含む)の表示
 - ・ 保管場所の管理者の氏名または名称及び連絡先
 - ・ 屋外で容器を用いないで保管する場合は、最大積上げ高さ

保管施設における掲示板の例

積替、処分等

(特別管理)産業廃棄物 ○○保管施設	
名称、代表者	株式会社△△△ 代表取締役 □□□□
本社所在地	○○市○○町◇-◇
管理責任者氏名	◇◇ ◇◇
連絡先電話番号	TEL○○○-△△△-◇◇◇◇
保管する産業廃棄物の種類	がれき類、木くず
最大保管高さ	3.0m
最大保管量	50.0m ³

↑
60cm
以上
↓

← 60cm以上 →